

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年1月9日（平成30年（行情）諮問第9号）

答申日：平成30年6月27日（平成30年度（行情）答申第136号）

事件名：「就寝時間帯及び休庁日における被収容者等の動静把握のための巡回視察について」（特定刑事施設）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書4及び文書8（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月22日付け大管発第2541号をもって大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 巡回視察の頻度に関しては、昼間少なくとも20分に1回、夜間15分に1回など、定時の巡回時間が書かれたわけではなく「視察等の間隙を突く」という主張は、刑務官の職務執行に関する法律が、直接目視できる範囲での処遇を規程している内容にも反し、理由がない。

イ 収容者の申出内容、人権救済申立事件に係る情報には、確かに個人情報等が含まれるが、広く国民に情報を公開し、健全な行政の運営を図るといふ、法の趣旨からも、全ページマスキングは、過度の対応で違法であり、処分庁の主張に理由はない。

（2）意見書

ア 趣旨1（下記第3の2を指す。）について

刑務官の職務執行に関する法律によれば、被収容者の処遇は、「担当看守が直接目視すること」を原則としており、巡回は、補助的に過ぎない。

また、記載も「最低〇〇分に1度」という規程で、本件文書に「15分に1度」と記載があったとしても、実際には、5分を空けて、又は10分を空けて巡回しているもので、当該部分を開示したところで、処分庁が不安視する事態にはつながりようがない。

また、逆説的であるが、十分に巡回が行われていることを開示する

ことにより、処分庁が不安視する事態を回避することも考えられるのであって、当該不開示は不相当と言わざるを得ない。

イ 趣旨 2（下記第 3 の 3 を指す。）について

名前等の個人を除く部分については、弁護士会の作成した文書を黒ぬりにする理由はない。

刑事施設の違法行為に対する警告書であり、個人名等を除き、開示されるべきものである。従って、全体を黒ぬりした処分は違法である。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が大阪矯正管区長（処分庁）に対し、行政文書開示請求書により開示請求を行ったことを受けて、処分庁が、平成 29 年 8 月 22 日付け大管発第 2541 号行政文書開示決定通知書をもって、別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 11 の行政文書を一部開示するとの決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、

(1) 巡回視察の頻度について不開示とした部分は、不開示情報に該当しない（以下「本件請求趣旨 1」という。）。

(2) 被収容者の申出内容、人権救済申立事件に係る情報には、確かに個人情報等が含まれるが、法の趣旨からも、全ページをマスキングしたのは過度の対応であり、違法である（以下「本件請求趣旨 2」という。）。
旨主張していることから、以下、本件請求趣旨 1 及び 2 に係る不開示情報該当性について検討する。

2 本件請求趣旨 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 本件請求趣旨 1 は、別紙の 2 に掲げる文書 4 において、特定刑事施設における巡回視察の頻度を記録した部分を法 5 条 4 号及び 6 号に該当することを理由として不開示としたことに対するものであると推察される。

(2) 刑事施設の責務の一つには、未決・既決を問わず、刑事施設内にその身柄を確実に収容して拘禁状態を確保することが挙げられるが、これは裁判の執行の大前提をなすものであり、これが損なわれれば、適正な刑の執行が不可能となる上、万が一にも逃走や身柄奪取等の事故が発生した場合には、国民に極めて大きな不安と動揺を与え、社会の治安の根幹を揺るがす結果となり、刑事施設の担う責務は果たされないこととなる。

したがって、刑事施設がその責務を果たすためには、自殺、逃走、外部から行われる身柄奪取や逃走の援助、外部からの侵入又は施設に対する攻撃等による施設機能の妨害や破壊及び刑の執行に対する妨害等を阻止する必要があることから、刑事施設は、従来から、保安・警備に万全

を尽くすため、保安警備体制に関する内部情報を外部に秘匿すべく努めてきたところである。

- (3) 別紙の2に掲げる文書4には、特定刑事施設において巡回視察等の保安警備業務に従事する職員が目安とする具体的な巡回視察頻度が記録されているところ、当該情報が開示された場合、職員が巡回視察する頻度を相当程度推察することが可能となり、自殺、逃走、身柄奪取又は外部からの攻撃等を企図する者や反則行為を企図する者にとっては、巡回視察頻度及びこれに付随する職員の行動を事前に承知し、巡回視察等の間隙を突くための入念な計画を立てることが容易になり、その結果、自殺、逃走、身柄奪取又は外部からの攻撃その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあり、法5条4号に該当するほか、これら異常事態の発生を防止するため、特定刑事施設の勤務要領や勤務体制等の頻繁な変更を余儀なくされるなど、刑事施設における事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから、同条6号にも該当する。

3 本件請求趣旨2に係る不開示情報該当性について

- (1) 本件請求趣旨2は、別紙の2に掲げる文書8として、特定刑事施設が受理した警告書及び同警告書を受けての対応方針等を検討した過程並びに関係資料を開示しているところ、法5条1号、5号及び6号に該当することを理由として一部を不開示としたことに対するものであると推察される。
- (2) 文書8は、特定被収容者が特定弁護士会人権擁護委員会に対して行った人権救済申立てを契機として作成された一連の行政文書であり、当該特定被収容者の氏名等が記載されていることから、文書全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、当該特定被収容者を特定できるものに該当すると認められる。また、各不開示部分には、同号ただし書イないしハに該当する情報が記録されているとは認められない。
- (3) また、文書8のうち、同警告書を受けての対応方針・意見が記録された部分については、国の機関の内部における検討に関する情報であって、公にされることを前提とした情報ではなく、これらの情報を開示することとした場合、対応方針を検討し、具体的な意見を具申する立場にある職員が、被収容者又はその関係者等からの不当な圧力、中傷、攻撃等を懸念し、率直な意見の提示をためらうなど、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当し、その結果、特定刑事施設における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号にも該当する。

4 以上のとおり、処分庁が不開示とした各部分は、法5条1号及び4号

ないし6号に該当するものであり、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成30年1月9日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月23日 | 審議 |
| ④ | 同年2月1日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年6月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書11を特定し、その一部が法5条1号及び4号ないし6号に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、上記の不開示部分のうち、①巡回視察の頻度に関する記載並びに②被収容者の申出内容及び人権救済申立事件に係る記載の開示を求めており、上記①については文書4に係る不開示部分（不開示理由は法5条4号及び6号）であり、上記②については文書8に係る不開示部分（不開示理由は同条1号、5号及び6号。以下、文書4に係る不開示部分と併せて「本件不開示部分」という。）であると解されるところ、諮問庁は、これを前提に、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書4に係る本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 諮問庁の説明は、上記第3の2(2)及び(3)のとおりである。

イ そこで検討するに、標記の不開示部分には、特定刑事施設において巡回視察等の保安警備業務に従事する職員が目安とする具体的な巡回視察頻度が、当該職員の行動とともに記録されていると認められる。

そうすると、標記の不開示部分が公にされた場合、職員が巡回視察する頻度を相当程度推察することが可能となり、自殺、逃走、身柄奪取又は外部からの攻撃等を企図する者や反則行為を企図する者にとっては、巡回視察頻度及びこれに付随する職員の行動を事前に承知し、巡回視察等の間隙を突くための入念な計画を立てることが容易になり、その結果、自殺、逃走、身柄奪取又は外部からの攻撃その他の異常事態をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

ウ したがって、標記の不開示部分を公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるから、標記の不開示部分は、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書8に係る本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 諮問庁の説明は、上記第3の3(2)及び(3)のとおりである。

イ そこで検討するに、文書8は、特定被収容者が特定弁護士会人権擁護委員会に対して行った人権救済申立てを契機として作成された一連の文書であると認められる。

そして、標記の不開示部分には、特定被収容者の氏名等が記載されていると認められることから、文書8は全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定被収容者を特定できるものに該当する。また、標記の不開示部分については、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

ウ さらに、法6条2項の部分開示について検討すると、氏名等の個人識別部分は部分開示の余地はなく、その余の部分には、特定被収容者の個人に関する情報や特定被収容者が行った人権救済申立てに関する内容等が詳細に記載されていると認められるから、これらが公にされた場合、特定被収容者の権利利益を害するおそれがないとは認められない。したがって、標記の不開示部分につき、部分開示をすることはできない。

エ 以上によれば、標記の不開示部分は、法5条1号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号ないし6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条1号及び4号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙

- 1 本件開示請求において開示が求められた文書
 - (1) 訓告等の措置に関する実施記録（平成28年度 特定刑事施設）
 - (2) 処分説明書（平成28年度 特定矯正管区）
 - (3) 達示・発出達示（平成28年度 特定刑事施設）（ただし、「目次」に係る部分）
 - (4) 「指示等」（平成28年度 特定刑事施設）（ただし、「目次」に係る部分）
 - (5) 平成18年12月21日付け法務省矯成第7510号
法務省矯正局長通達「不適正処遇の防止について」（平成18年 特定刑事施設）
 - (6) (5)の更新された文書があれば当該文書
「有り」のとき(5)は取り下げます。「無し」のとき、(6)を取り下げます。
 - (7) 平成27年3月24日付け所長指示第21号「被収容者に対するプライバシーの保護について」（平成26年度 特定刑事施設）
 - (8) 平成27年2月13日付け首席矯正処遇官指示第26号「保安原則（単独開扉禁止の原則）の留意事項について」（平成26年度 特定刑事施設）
 - (9) 平成26年10月27日付け所長指示第39号「自殺事故の防止について」（平成26年度 特定刑事施設）
 - (10) 平成26年10月29日付け所長指示第40号「就寝時間帯及び休庁日における被収容者等の動静把握のための巡回視察について」（平成26年度 特定刑事施設）
 - (11) 平成27年1月30日付け主席矯正処遇官（処遇担当）指示第18号「保安原則（単独開扉禁止の原則）の遵守徹底について」（平成26年度 特定刑事施設）
 - (12) 特定刑事施設職員不祥事防止対策委員会が平成28年度に作成した文書全て（平成28年度 特定刑事施設）
 - (13) 特定刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告書（平成28年度 特定刑事施設）
 - (14) 収容人員日表（平成28年度 特定刑事施設）
 - (15) 特定弁護士会から「警告書」が提出されたことについて（平成26年度 特定刑事施設）
 - (16) 人権侵害救済申立事件に係る照会事項に対する回答について（平成28年度 特定刑事施設）
 - (17) 訓示（平成28年度 特定刑事施設）（ただし、「目次」の部分）

- (18) 達示・発出達示（平成28年度 特定刑事施設）（ただし、「目次」の部分）
- (19) 指示等（平成28年度 特定刑事施設）（ただし、「目次」の部分）
- (20) 処分説明書（平成27年度 特定刑事施設）
- (21) 処分説明書（平成28年度 特定刑事施設）
- (22) 平成20年3月12日付け達示第7号「特定刑事施設要注意者等処遇規程」の制定について」（平成20年度 特定刑事施設）
- (23) (22)が更新された文書があれば当該文書「有り」のとき、(22)は取り下げます。「無し」のとき、(23)は取り下げます。
- (24) 「施設概況」（平成28年度 特定刑事施設）
- (25) 「本省例規」（平成28年度 特定刑事施設）（ただし、「目次」の部分）
- (26) 矯正管区例規（平成28年度 特定刑事施設）（ただし、「目次」の部分）

2 処分庁が特定した文書

- 文書1 平成27年3月24日付け所長指示第21号「被害者に対するプライバシーの保護について」（平成26年度 特定刑事施設）
- 文書2 平成27年2月13日付け首席矯正処遇官（処遇担当）指示第26号「保安原則（単独開扉禁止の原則）の留意事項について」（平成26年度 特定刑事施設）
- 文書3 平成26年10月27日付け所長指示第39号「自殺事故の防止について」（平成26年度 特定刑事施設）
- 文書4 平成26年10月29日付け所長指示第40号「就寝時間帯及び休庁日における被収容者等の動静把握のための巡回視察について」（平成26年度 特定刑事施設）
- 文書5 平成27年1月30日付け首席矯正処遇官（処遇担当）指示第18号「保安原則（単独開扉禁止の原則）の遵守徹底について」（平成26年度 特定刑事施設）
- 文書6 平成28年4月22日付け「特定刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告書」（平成28年度 特定刑事施設）
- 文書7 「収容人員日表」（平成28年度 特定刑事施設）
- 文書8 平成27年2月18日付け〇〇〇発第125号「特定弁護士会から「警告書」が提出されたことについて（報告）」（平成26年度 特定刑事施設）
- 文書9 「施設概況」（平成28年度 特定刑事施設）

文書 1 0 「本省例規」（平成 2 8 年度 特定刑事施設）（ただし、
「目次」の部分）

文書 1 1 「矯正管区例規」（平成 2 8 年度 特定刑事施設）（た
だし、「目次」の部分）